

国民投票運動1

今回は国民投票法の「国民投票運動」について掘り下げます。衆参両院が改正原案を可決しても、国民投票（発議から60日、180日）の当日まで運動は続きます。その間に内外

の情勢変化で国民の意思が揺れ動くかもしれません。左派マスコミの反対キャンペーンも激しさを増すでしょう。SNS発信やビラ・ポスターなどに規制はなく、戸別訪問も可能です。私たち一人一人の力量が試される戦いになります。

個別訪問やビラ・電話なども制限はなく「個々人の力量が試される」戦いに

国民投票運動の特徴は、通常の国政選挙と違って自由度が格段に高いことです。配布できるビラやポスターの種類・内容や枚数は無制限ですし、運動の事務所も自由に開設できます。個別訪問も認められます。今のところ、テレビCMやSNS配信にも規制はありません。

街宣車や運動員の数、運動の時間帯や運動費にも制限はありません。18歳未満も運動に加われません。明文で禁止されているのは、投票日2週間前からの放送CMなどですが規制



国民投票運動についての衆院憲法審査会

の基準は曖昧です。組織的に多数を買収した場合や利害誘導などには罰則が

令和5年
1月15日
第16号
発行
内外政治
研究G
代表 宮田修一

課せられますが、「多数を買収」の定義はありません。また、公務員や教師が自分の地位を利用して運動することも禁止されませんが、罰則はありません。それでも、自治労や日教組などは憲法改正反対運動を潰す策略だとして反発しています。

ところで、改正手続きを規定する憲法と法律について確認しておきます。

言うまでもありませんが、「憲法第96条」は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすることを定めています。

これを元に「国民投票法（日本国憲法の改正手続に関する法律）」が、衆参両院が改正原案を可決してから投票に至るまで「広報・周知」や「国民投票運動」についても定めています。

また、「国会法」は、国民投票に先立つ「改正の発議」「憲法審査会」「国民投票広報協議会」に関する事柄について規定しています。

次号では、反対派も力を入れると思われる「ネット戦略」などについて触れます。

熊本市の自治基本条例改正素案

「外国人に住民投票権」の恐れ

熊本市が現行の自治基本条例の市民の「定義」に、「外国の国籍を有するものを含む」との文言を加えた改正素案をまとめ、パブリックコメント（意見公募）を行っています。

同市は素案の説明で「市民には外国人住民も当然含まれる」としていながら、わざわざ条例に書き込もうとしています。しかも、統一地方選を控えているこの時期に改正条例を通そうとしているのです。

外国人に投票権を与える住民投票条例を作ろうとして市議会が否決された東京・武蔵野市でさえ、自治基本条例には「外国籍」の文言はありません。

問題は、将来的に「住民投票条例」が制定された時に、外国人にも住民投票

権を与える根拠とされてしまうことです。市長にその意図はなくても「市民の権利」として認められてしまう恐れが強まります。そもそも今回、外部の「自治推進委員会」の答申内容を市長らが無批判に受け入れてしまっていることも問題です。

パブリックコメントには熊本市外や県外の方でも意見を述べる事ができます。時間がありません。18日までに改正素案の撤回を求めるあなたの意見を、短文で構いませんので、必ず住所、氏名、電話番号等を付記して送ってください。参考の案文をQRに載せてあります。

パブリックコメントに送付すべき反対意見の文案(例)

熊本市の意見公募(パブリックコメント)のHP

